改正

平成20年12月1日告示第164号 平成21年3月25日告示第30号 平成26年1月20日告示第4号

瑞浪市有料広告掲載取扱要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、市の財産を広告媒体として活用し、広告媒体へ広告を有料で掲載することで市 の新たな自主財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 広告媒体 次に掲げる市の財産のうち広告掲載が可能なものをいう。
    - ア 市のホームページ
    - イ 市の自主運行バス
    - ウ 市が発行する刊行物及び印刷物
    - エ その他市の財産
  - (2) 広告掲載 広告媒体に有料で広告を掲載することをいう。
  - (3) 主管課等 広告媒体の管理等を行う課、事務局等をいう。

(広告掲載の制限)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
  - (2) 政治又は宗教に関するもの
  - (3) 人権の侵害又は名誉毀損になるもの
  - (4) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの
  - (5) 法令等に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
  - (6) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
  - (7) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
  - (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
  - (9) 個人又は法人の名刺広告であるもの
  - (10) 次に該当するものが掲載する広告であるもの
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲 げる暴力団その他の集団的又は常習的に暴力団不法行為を行うおそれがある組織
    - イ 社会問題を起こしている者
    - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による 更正中又は更正手続き中の者
    - エ 瑞浪市税を滞納しているもの
  - (11) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準等は、当該広告媒体ごとに主管課等が別に定めることができるものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、枠数、掲載位置、掲載期間等(以下「広告の規格等」という。)は、当該広告 媒体ごとに主管課等が別に定めるものとする。

(広告募集の方法)

- 第5条 広告の募集は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。
  - (1) 主管課等が公募により行う方法
  - (2) 市と広告募集業務契約を締結した広告代理業を営む者が行う方法
- 2 前項第1号の公募の結果、応募者が募集した数に満たなかった場合又は審査の結果、募集した数に満たなくなった場合は、前項第1号の規定にかかわらず、公募によらないで募集することができ

るものとする。

(広告の申込み)

- 第6条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、瑞浪市有料広告掲載申込書(様式 第1号)に、次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 広告案
  - (2) 広告申込者の業務内容等がわかるもの

(広告掲載等の決定方法)

- 第7条 市長は前条の申込みがあったときは、速やかに広告の内容等について審査し、掲載等の可否 を決定し、瑞浪市有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により、速やかに申込者に通知するもの とする。
- 2 当該広告の募集に対して、申込みのあった数が募集をした数を超える場合の広告掲載等の決定方法は、主管課等が別に定めるものとする。
- 3 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告原稿 を提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

- 第8条 広告主は、主管課等が定める額の広告掲載料を納付するものとする。
- 2 広告主は、次条第1項の規定による取下げ又は第10条の規定による取消し若しくは中止(以下「取下げ等」という。)があった場合においても、前項の広告掲載料の全額を納付するものとする。ただし、広告掲載前に取下げ等があった場合については、前項の額に主管課等が定める割合を乗じて得た額を納付するものとする。
- 3 広告主は、主管課等が指定する期日までに広告掲載料を納付するものとする。

(広告掲載の取下げ)

- 第9条 広告主は、広告掲載の決定後においても、自己の都合により、広告掲載を取り下げることが できるものとする。
- 2 広告掲載を取り下げようとするものは、書面により市長に申し出るものとする。

(広告掲載の取消し等)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消し、又は中止することができるものとする。
  - (1) 広告掲載料が指定期日までに納付されなかったとき。
  - (2) 広告の原稿が指定期日までに提出されなかったとき。
  - (3) 第3条各号に掲げる事由に該当することとなったとき又は該当することが判明したとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(広告掲載料の返還)

- 第11条 市長は、広告掲載前に取下げ等があった場合において、既納の広告掲載料が第8条第2項た だし書の規定により算出した広告掲載料の額を超えているときは、その過納分を返還する。
- 2 市長は、広告掲載料の納付後に市の責により広告掲載が中止になった場合は、主管課等が定めるところにより既納の広告掲載料の返還その他適当な措置を講ずるものとする。
- 3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責任)

- 第12条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告掲載に関連して市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。
- 4 広告主は、瑞浪市税を完納していなければならない。
- 5 広告の手続きにかかる経費は、広告主の負担とする。

(審査委員会の設置)

- 第13条 広告掲載に関して必要な事項を審査するため、有料広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。
- 2 審査委員会の委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 審査委員会の委員は、まちづくり推進部長、民生部長、経済部長、建設部長、会計管理者及び教

育委員会事務局長をもって組織する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(審査委員会の会議等)

- 第14条 審査委員会は、新たな広告媒体に広告掲載を始めようとするとき又は掲載する広告の可否に ついて疑義が生じた場合において委員長が必要と認めたときに、委員長が召集する。また、委員長 は所管課の求めに応じ、審査委員会を招集するものとする。
- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査委員会の会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、主管課等の職員を審査委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要に応じ審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができるものとする。
- 7 審査委員会の会議を招集する時間的余裕がないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(審査委員会の庶務)

第15条 審査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、主管課等で定めるものとする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月1日告示第164号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年3月25日告示第30号)

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に従前の告示の規定に基づいてなされた処分又は手続きは、この告示の 相当規定に基づいてなされた処分又は手続きをみなす。

附 則(平成26年1月20日告示第4号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)